

2 - 2 所得階級別人員

(1) 所得者別人員

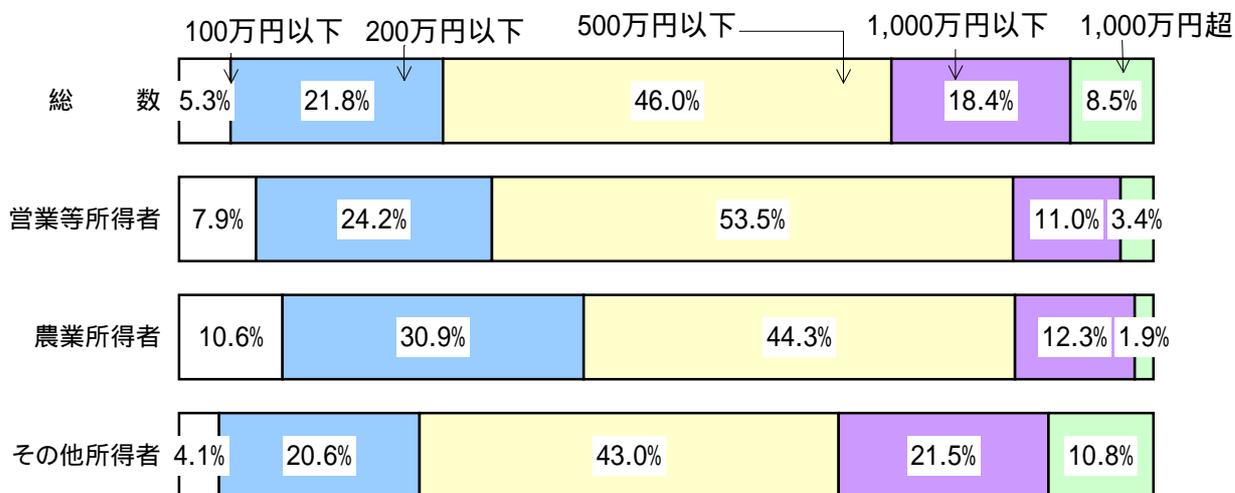
区 分	納 税 者 数	業 務 所 得 者			譲 渡 ・ 山 林 所 得 者		
		営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	譲 渡	内 山 林 所 得 者 短 期 譲 渡	山 林
総 数	内 32 181,162	51,602	3,010	126,550	外 593 5,677	383	外 - 58
70 万円以下	3,460	1,363	134	1,963	738	226	22
100 "	6,139	2,715	185	3,239	238	23	6
150 "	18,161	5,822	520	11,819	382	30	7
200 "	21,299	6,671	411	14,217	333	21	8
250 "	21,848	7,017	373	14,458	268	12	5
300 "	18,002	6,359	279	11,364	270	10	3
400 "	26,317	9,251	410	16,656	414	8	3
500 "	17,190	4,973	270	11,947	325	6	3
600 "	11,661	2,604	160	8,897	276	8	-
700 "	8,507	1,432	84	6,991	281	9	-
800 "	6,117	808	70	5,239	205	5	-
1,000 "	7,027	840	56	6,131	354	6	-
1,200 "	4,018	368	27	3,623	254	8	1
1,500 "	3,803	318	19	3,466	296	3	-
2,000 "	3,255	338	8	2,909	332	2	-
3,000 "	2,373	355	4	2,014	348	1	-
5,000 "	1,369	237	-	1,132	224	4	-
5,000 万円超	616	131	-	485	139	1	-

調査対象等： 平成15年分の申告所得税の納税者について、平成16年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示した。

- (注) 1 総数欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者の人員
 2 「譲渡所得」及び山林所得欄の人員は、「合計所得」欄に掲げた者のうち、譲渡又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は山林所得だけについて、所得金額を階級区分して再掲した。なお、外書きは、譲渡所得又は山林所得が損失額である人員

用語の説明： 変動所得及び臨時所得の平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等で臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるため、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

(2) 所得階級別人員の構成比較図



(3) 青色申告者

区 分	青 色 申 告 納 税 者			
	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	
総 数	50,285	27,657	1,136	21,492
70 万円以下	423	348	7	68
100 "	1,110	906	18	186
150 "	3,436	2,551	90	795
200 "	4,668	3,282	120	1,266
250 "	5,220	3,598	111	1,511
300 "	4,975	3,244	111	1,620
400 "	8,011	4,996	204	2,811
500 "	5,692	3,030	154	2,508
600 "	3,911	1,757	104	2,050
700 "	2,704	1,053	66	1,585
800 "	1,992	617	57	1,318
1,000 "	2,435	695	44	1,696
1,200 "	1,368	298	22	1,048
1,500 "	1,213	278	16	919
2,000 "	1,146	305	8	833
3,000 "	1,015	341	4	670
5,000 "	651	229	-	422
5,000 万円超	315	129	-	186

調査対象等 : 平成15年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成16年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布を示した。

用語の説明 : 青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と適正な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告の承認を受けた者には税務計算上種々の特典や特別な取扱いを受けることになっている。

(4) 累年比較

区 分	人 員					構 成 比				
	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分
総 数	195,906	192,488	186,014	175,640	181,162	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
70 万円以下	3,386	3,404	3,114	3,246	3,460	1.7	1.8	1.7	1.8	1.9
100 "	5,879	5,749	5,561	5,827	6,139	3.0	3.0	3.0	3.3	3.4
150 "	17,235	17,226	17,376	17,302	18,161	8.8	8.9	9.3	9.9	10.0
200 "	21,532	21,725	21,095	20,609	21,299	11.0	11.3	11.3	11.7	11.8
250 "	23,112	23,062	22,459	21,453	21,848	11.8	12.0	12.1	12.2	12.1
300 "	19,670	19,263	18,583	17,508	18,002	10.0	10.0	10.0	10.0	9.9
400 "	29,513	28,507	27,680	25,566	26,317	15.1	15.1	14.9	14.6	14.5
500 "	20,024	19,086	18,262	16,489	17,190	10.2	10.2	9.8	9.4	9.5
600 "	13,217	12,752	12,071	10,964	11,661	6.7	6.7	6.5	6.2	6.4
700 "	9,391	9,128	8,833	7,970	8,507	4.8	4.8	4.7	4.5	4.7
800 "	6,955	6,593	6,339	5,854	6,117	3.6	3.6	3.4	3.3	3.4
1,000 "	8,121	8,041	7,646	7,008	7,027	4.1	4.1	4.1	4.0	3.9
1,200 "	4,812	4,801	4,568	4,123	4,018	2.5	2.5	2.5	2.3	2.2
1,500 "	4,370	4,294	4,053	3,826	3,803	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1
2,000 "	3,783	3,720	3,559	3,352	3,255	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8
3,000 "	2,640	2,764	2,577	2,467	2,373	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3
5,000 "	1,597	1,653	1,616	1,476	1,369	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8
5,000 万円超	669	720	622	600	616	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3

調査時点 : 各年分とも翌年3月31日
 関連表 : 2 2(1) 所得者別人員